

国内旅行保険のご案内 (国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険)



こんなときに保険金をお支払いします

基本補償

まさかの死亡・後遺障害事故！

死亡後遺障害

旅行中に発生した事故により事故発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合や死亡した場合、死亡・後遺障害保険金をお支払いします。



突然の入院・通院！

入院保険金・通院保険金

突然のケガにより入院、通院することになった場合（入院の場合：事故発生の日からその日を含めて180日が限度）
（通院の場合：事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日分を限度）

特約

盗まれた！

携行品損害

旅行カバンやカメラなどの盗難や火災による損害



入院した！家族も現地に急行！

救援者費用

事故による遭難やケガによる長期入院などで、家族が現地に行く場合



人にケガをさせてしまった！

個人賠償責任

他人にケガをさせたり、土産店であやまって物を壊した等で、法律上の損害賠償責任を負った場合



熱中症にかかった！

熱中症危険補償

天気の良い日に観光をしていたところ、急にめまいをおこし、病院で熱中症と診断され通院や入院した場合



★ご契約内容

ご旅行期間（保険期間）		3日（2泊3日）から 4日（3泊4日）まで	5日（4泊5日）から 7日（6泊7日）まで	日帰り	
ご契約タイプ		A	B	C	
保険金額 (ご契約金額)	(基本) 傷害	死亡・後遺障害	3 5 5 万円	7 5 3 万円	4 1 5 万円
		入院保険金日額	3,000円	5,000円	2,000円
		手術保険金（注）	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険日額の5倍をお支払いします。		
	特約	通院保険金日額	2,000円	3,000円	1,000円
		個人賠償責任（自己負担額なし）	3,000万円	3,000万円	100万円
		携行品損害（自己負担額なし）	5万円	15万円	5万円
		救援者費用	100万円	150万円	30万円
臨時費用	60万円	60万円	60万円		
お支払いいただく保険料（1名あたり）		500円	1,000円	300円	

（注）手術保険金とは、事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けた場合にお支払いします。

- 保険期間（保険のご契約期間）は、ご旅行出発日を含めて計算します。
（例）「10月18日から10月22日」までの保険期間は、「5日（4泊5日）まで」となります。
- 上記以外のご契約タイプ・保険期間をご希望の方は別途お申し出ください。
- 補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向とおりご確認の上、お申込みください。

国内旅行保険の概要

	○ 保険金をお支払する場合	○ お支払する保険金	✕ 保険金をお支払できない主な場合	
傷害 (基本契約)	死亡保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（被保険者の法定相続人）にお支払いします。 注①【後遺障害保険金】をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑪のいずれかによって生じたケガ ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② けんか、自殺、犯罪行為 ③ 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産、流産 ⑥ 外科的手術（事故による傷害の治療を除く） ⑦ 戦争・革命などの事変や暴動 ⑧ 地震・噴火、これらによる津波 ⑨ 核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング ^(※) 、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑪ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 (※) 登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。 2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など
	後遺障害保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
	入院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、入院した場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、注①【入院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【入院保険金】は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 注① 1事故につき1回の手術に限り、注② 注③	
	通院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、通院（往診を含みます。）した場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。 注① 【通院保険金】が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても【通院保険金】は重複してはお支払いできません。 注② 【入院保険金】が支払われる期間中の通院に対しては、【通院保険金】はお支払いしません。	
特約	個人賠償責任	日本国内において旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合 注① 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1. 次の①～⑤のいずれかによって生じた損害賠償責任 ① 保険契約者、被保険者の故意 ② 戦争・革命などの事変や暴動 ③ 地震・噴火、これらによる津波 ④ 核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑤ 被保険者の職務の遂行（仕事上の損害賠償責任） ⑥ 被保険者の心神喪失 ⑦ 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ⑧ 自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理 2. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 3. 受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。） など	
	携行品損害	日本国内において旅行行程中に偶然な事故により、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合 注① 次の物は携行品に含まれませんのでご注意ください。 株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動を行っている間のその運動のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物等	携行品損害保険金額を保険期間中の限度として、損害額をお支払いします。 注① 損害額とは時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます。（修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費をお支払いします。） 注② 1個または1対のものについて10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては1事故につき5万円を限度とします。	

補償項目	○ 保険金をお支払する場合	○ お支払する保険金	✕ 保険金をお支払できない主な場合
特約	救援者費用 日本国内において被保険者が旅行行程中に次の①～③のいずれかに該当したことにより費用を負担した場合 ①搭乗している航空機や船舶が行方不明となった場合もしくは遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察等公的機関により確認された場合（ただし、被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。） ③ケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ※ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山やロッククライミング中の事故につきましては対象となりません	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用で社会通念上妥当な費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額を保険期間中の支払いの限度とします。 (1)捜索救助費用 (2)救援者の現地までの交通費（救援者2名分まで、かつ1往復分まで） (3)救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設の宿泊料（救援者2名分まで、かつ1名につき14日分まで） (4)治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用および遺体輸送費用（払戻しを受けた金額または負担を予定していた金額は除きます。） (5)救援者または被保険者の現地交通費、通信費、被保険者の遺体処理費（合計で3万円限度）	1.【傷害（基本契約）】の【保険金をお支払いできない主な場合】1. ①～③のいずれかを原因として発生した費用 2.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによって発生した費用 など
	臨時費用 日本国内において旅行行程中に第三者の行為によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	臨時費用保険金額の全額（60万円）を死亡保険金受取人（指定のない場合には被保険者の法定相続人）にお支払いします。	【傷害（基本契約）】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、被保険者と生計を共にする同居の親族の行為によるケガ

用語の説明

被保険者：保険の対象となる方をいいます。 **治療**：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

ケガ：急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、この保険には熱中症危険補償特約（国内旅行傷害保険特約用）がセットされており、日射または熱射による身体の障害も支払いの対象となります。

お申込みにあたって

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、ご意向どおりかをご確認のうえお申込みください。

このチラシは国内旅行保険の概要をご紹介します。お申込にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『国内旅行保険』のしおり（傷害保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店または引受保険会社にご請求ください。

ご不明な点等がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。加入依頼者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

この保険は、ねんりんピックはばたけ鳥取2024宿泊・輸送センターを保険契約者、ねんりんピックに参加される皆様が被保険者とし、契約者と取扱代理店との間で締結された包括契約で、補償対象となる期間は「旅行の目的をもってご自宅を出発するときから自宅に帰着するときまで」となります。

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と契約者との間で締結されて有効に成立したこの契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。この保険の詳細については、パンフレットをご参照ください。

この保険には、「包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）」、「熱中症危険補償特約（国内旅行傷害保険特約用）」がセットされます。

お申込み方法

「ねんりんピックはばたけ鳥取2024【参加・宿泊・弁当・交通・保険】申込書」の⑩「国内旅行保険」欄のご契約タイプA～Cをご選択ください。

併せて次ページの「ねんりんピック参加者用 国内旅行保険(任意) 加入依頼書」もご記入いただき、FAXにて「ねんりんピックはばたけ鳥取2024宿泊・輸送センター」までご送信ください。（「加入依頼書」の『申込者（加入依頼者）氏名』欄に自署の上、書面上部に記載のFAX番号へ送信してください。）

保険料は2024（令和6）年9月20日(金)までにお振り込みください。保険加入者証については、お振込確認後に郵送にてお送りいたします。

引受保険会社



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 16階
https://www.jihoken.co.jp

取扱代理店

株式会社JTB スポーツマーケティング事業部

【お問い合わせ先・申込先】

ねんりんピックはばたけ鳥取2024 宿泊・輸送センター
TEL：0857-37-1080 FAX：0857-20-2270